

孤立死防止対策の充実

現行制度

通知に通報できる具体事例の記載なし

<個人情報取扱い通知>
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき



通報する？
しない？

支障

- ・自治体がライフライン事業者等に孤立死防止の協力を求める際、個人情報保護の制限の適用除外の説明が困難
- ・ライフライン事業者等が通報を躊躇

※平成24年5月11日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

※個人情報保護法

第23条（第三者提供の制限例外）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

ライフライン事業者等が自治体へ通報しやすいよう通知に具体的な事例を明記する

提案内容

通知に通報できる具体事例を明記する

<個人情報取扱い通知>
ポストに新聞等が溜まっている
前回訪問時と同じ洗濯物がある
.....
.....



直ちに

通報!

効果

- ・自治体がライフライン事業者等に個人情報保護の制限の適応除外について、説明しやすくなり、ライフライン事業者等から迷いのないスピーディな通報対応が期待できる。